

入札保証金について

(入札保証金)

- 1 入札参加者は、8、9、10により入札保証金を免除される場合を除いては、入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金」という。）を所定の手続に従い、ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会（以下、実行委員会）に納付又は提供しなければならない。

(入札保証金の額)

- 2 見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。

(入札保証金の納付)

- 3 入札参加者が入札保証金を納付する場合には、実行委員会が発行する納付書（希望者に配布する。）により、入札保証金相当額（2の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

この場合は、納付が確認できる書類（写し可）を令和8年8月4日（火）午後5時までに実行委員会事務局宛て提出すること。

(入札保証金に代える担保の提供)

- 4 入札参加者は、入札保証金に代える担保を提供する場合には、様式6の1の「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、令和8年8月4日（火）午後5時までに提供すること。

この場合は、様式6の2の「保管有価証券受領書」の写しを入札書の提出期限までに実行委員会事務局あて提出すること。なお、入札保証金に代える担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等※が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	保険事業会社及び銀行等※の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

（入札保証金の還付）

５ 入札終了後、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付する。

- （１） ３により入札保証金を納付している場合には、受領書（写し可）を添付した請求書の提出により還付する。
- （２） ４により担保を提供している場合には、当該「保管有価証券受領書」の写しを添付した様式６の３の「保管有価証券還付請求書」の提出により還付する。

(落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属)

- 6 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときには実行委員会に帰属する。

(契約保証金への充当)

- 7 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(保険契約に基づく入札保証金の免除)

- 8 埼玉県財務規則第93条第2項第1号の規定に基づき、保険会社との間で実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結した入札参加者が入札保証金納付の免除を希望する場合には、様式7の1「保証保険証書納付書」及び様式7の2「保証保険証書受領書」の写しを、令和8年8月4日（火）午後5時までに実行委員会事務局あて提供すること。
- なお、契約の相手方が決定したときは、様式7の2「保証保険証書受領書」及び様式7の3「保証保険証書還付請求書」の提出により当該保険証書を還付する。

(契約保証に基づく入札保証金の免除)

- 9 埼玉県財務規則第93条第2項第2号の規定に基づき、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした入札参加者が入札保証金納付の免除を希望する場合には、令和8年8月4日（火）午後5時までに実行委員会事務局あて当該事項を証明する書類を提出すること。

(国等との契約履行実績に基づく入札保証金の免除)

- 10 埼玉県財務規則第93条第2項第3号の規定に基づき、国又は地方公共団体、実行委員会又は実行委員会と同様に主たる構成員が地方公共団体である団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行した競争入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、契約実績確認書（様式2）に必要な書類を添え、令和8年8月4日（火）午後5時までに実行委員会事務局あて提出すること。